

# 人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/

http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

12月4日～10日は人権週間

12月10日は人権デー

## 世界人権宣言70周年

# みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利です。昭和23年12月10日、第3回国際連合総会で、基本的人権を確保するために採択された「世界人権宣言」は、今年で70周年を迎えます。

これを機会に、改めて人権の大切さや、人権の守られる地域社会を築くために自分ができることについて考えてみませんか。

問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

### 人権週間事業講演会

## 虐待の淵を生き抜いて ～人にも自分にもあたらない社会を目指して

日時 12月8日(土)午後2時～4時 ※開場は、午後1時30分から

会場 ムーブ町屋3階ムーブホール

定員 250人(申込順) ※手話通訳、車いす席があります

### 講師

島田妙子氏 (児童虐待防止機構オレンジCAPO理事長)

4歳の頃、両親の離婚で兄二人と児童養護施設に入所。7歳のとき、父の再婚で家庭に復帰したが、継母と実父による壮絶な虐待が始まり、何度も命を落としかけた。

2010年末、心の支えであった兄が白血病で他界したことを機に、本当の意味での「児童虐待の予防」に向けて積極的な活動を行っている。



託児 2歳以上の未就学児(申込順) 費用 無料

申込方法 電話・ファクス・電子メール・二次元バーコード(右下)で、事業名・氏名(ふりがな)・電話番号・参加人数・車いす席希望の有無を、荒川さつき会館へ

☎(3802)2050

FAX(3802)2998

✉satsuki-kaikan@city.arakawa.tokyo.jp



### 人権パネル展

人権啓発パネル展示や区立小・中学校の児童・生徒の人権作品の展示等と、北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネルを展示します。

期間 11月30日(金)～12月10日(月)

会場 荒川さつき会館…午前9時～午後5時  
南千住図書館…午前9時30分～午後7時30分(11月30日(金)は午後1時から。12月2日・9日(日)は午後5時まで。12月3日・10日(月)は休館)

### あらかわ人権標語展

区立小・中学校の児童・生徒が、いじめについての学習の中で、下記をポイントに人権標語を作成しました。そのうちの学校代表の標語を展示します。

- ▶ 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持つこと
- ▶ 互いに尊重し協働して社会を形成すること
- ▶ 人としてよりよく生きていくうえで大切なものを考えること

期間 12月17日(月)～28日(金)

会場 区役所1階ロビー

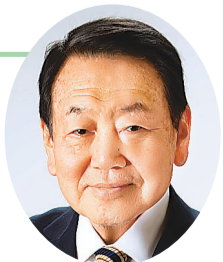
## ▶多様性を認め合う社会を目指して

東京2020オリンピック大会まで二年を切りました。大会の基本コンセプトの一つに「多様性と調和」が掲げられています。このコンセプトには、世界中の人々があらゆる面での違いを肯定し、互いに認め合うことの重要性を改めて認識することにより、共生社会を育む契機となる大会にしたいという思いが込められています。

いまだ世界各地で紛争や、難民問題などの深刻な人権侵害が絶えず、我が国でも、差別や偏見、子ども、障がい者、高齢者等社会的に弱い立場にある人に対する虐待、職場や地域社会におけるさまざまなハラ・スメント等の人権問題が依然として存在しています。

私たち一人一人が自分らしく、そして他の人たちと共に幸せに生きていくためには、他人を思いやり、お互いに助け合うことが必要です。それは、荒川区に息づく、郷土と地域を愛し、人を思いやる温かく優しい心と共通するものです。

区ではこうした地域力を活かしながら、これから、人権問題の解決に全力で取り組んでいきます。区民の皆様には、この人権週間を通じて、改めて人権についてお考えいただき、誰もが幸せに暮らせる地域社会の実現に向けて、今後とも一層のご支援とご協力を頂きますようお願いいたします。



荒川区長・特別区長会会長  
にししかわ たけいちろう  
西川 太一郎



# 人権擁護委員の活動を紹介します

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、区民の皆様が、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発や、人権相談に応じる等の活動を行っています。

問合せ 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

## 普及啓発

### 全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

東京法務局等は、全国中学生人権作文コンテスト東京都大会を実施しています。平成30年度は、第九中学校2年・白田桃子さんの「LGBTQ」が作文委員会賞を受賞しました。

### 人権の花運動

協力して花を育てることで、命の大切さや、相手への思いやり等、豊かな人権感覚を身に着けるために実施しています。花を育てるにあたり、人権擁護委員が小学校を訪問し、人権の大切さ等話をしています。平成30年度は、下記2校を訪問しました。

児童からは、「花を育てる事によって、思いやりや関心、理解が深まって、よかったです」「人権の花を育てて、命の大切さを学びました」等の感想が寄せられました。



▲瑞光小学校の皆さん



▲第六日暮里小学校の皆さん

### 人権教室

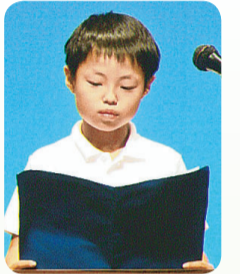
互いに人権を尊重し合い、差別のない、誰もが幸福に暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、身近に人権問題を考える機会として、人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権の大切さを一緒に考えます。平成30年度は峡田小学校、第五峡田小学校、第九中学校を訪問します。

### 子どもたちの人権メッセージ発表会

東京法務局等が主催する子どもたちの人権メッセージ発表会で、荒川区代表として瑞光小学校4年・宮澤彰さんが堂々と自分の考えを発表しました。

### しょうがいがあっても

瑞光小学校4年 宮澤彰さん



ぼくが1年生の時に、耳に障がいのある友だちが学校に来ました。その子は、耳に補聴器をつけていました。

耳が聞こえないから、その子はいまうまく話せません。手話を使って会話をします。だから、お母さんが代わりに話していました。ぼくは手話を知らないで、あまり話ができませんでした。でも、他の友だちは、まるで知り合いかのように気軽に話していました。

みんなは、なんであんなに気軽に話せるのだろうと、不思議に思いました。なぜなら、耳の聞こえない人に話しかけることは、ぼくにはとても勇気があることだからです。でも、みんなは、耳に障がいのあるその友だちに、ずっと前から友だちだったように気軽に話しかけていました。

この体験から、ぼくは、障がいのある人の気持ちを考えてみました。言葉はうまく話せなくても、みんなとは少し違っていても、頑張って話したいと思っているのかもしれない。障がいがあっても不自由かもしれないけど、その子は障がいと向き合って頑張っていると思います。

ぼくは、手話ができなくても、恐れずに自分から気軽に話せるように努力したいです。耳が聞こえないと不自由なこともあると思うけど、その子は、障がいなんてないかのようにみんなと楽しく遊んでいました。障がいがあってもなくても、仲良くできるんだと思いました。

町でも、車いすに乗っている人や補聴器をつけている人、杖をついて歩いている人など、障がいのある人を見かけることがよくあります。初めは勇気があるかもしれないけど、自分の気持ち次第で、障がいのある人とも、誰とでも仲良くできると思います。

## 相談

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談を人権擁護委員(下記参照)が応じます。秘密は厳守します。

**日時** 第2(休)午後1時30分～3時30分(予約制)

**費用** 無料

**予約・問合せ** 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

### 区内の人権擁護委員 (50音順・敬称略)

- ▶ 宇津井洋子
- ▶ 小林美奈子
- ▶ 神眞理子
- ▶ 高田正道
- ▶ 松熊貴代
- ▶ 矢吹誠
- ▶ 大家康子
- ▶ 小林芳雄
- ▶ 鈴木文男
- ▶ 新田知子
- ▶ 村井泰雄

### 考えよう相手の気持ち、育てよう思いやりの心

人権擁護委員 村井泰雄氏



今年は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とうたった世界人権宣言が国連総会(昭和23年)で採択されてから70周年を迎え、そして我が国の人権擁護委員制度が発足して70年になります。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、荒川区では11名の委員が人権侵害被害者救済や問題解決をお手伝いする人権相談と、人権は日常身近なものでとても大切なものであるということを啓発する活動に取り組んでおります。

9月に第25回子どもたちの人権メッセージ発表会があり、小学校(特別区・島しょ)29校の4年生から6年生による人権についての思いを拝聴しましたが、自分の意見をしっかり発表され、日頃より人権についてよく学んで関心を持っていることが伺えました。その中で、ある言葉が印象に残りました。それは「初めは小さな窓が大きな窓になり、声をかけてくれた小さな言葉が大きな希望になりました」という言葉でした。

子どもたちには「人権」とは命を大切にすること、相手に対して思いやりの心を持ちみんなと仲良くすること、幸せに生きることであり、いじめや差別をなくすには、人権について無知、無関心であってはならないと紹介しています。

人権はすべての人が人として幸せに生きる権利であり、だれもが生まれた時から持っているものです。毎日の生活の中で相手の気持ちになって考えること、人として大切にされることです。「人権」という言葉の定着だけでなく「人権」の考え方が理解され、皆様の心の中に育つことを願って啓発活動に努めてまいります。